

平成27年12月28日

清瀬市長 渋谷 金太郎 殿

清瀬市特別職報酬等審議会
会長 田 中 宏

特別職の報酬等の額について（答申）

平成27年11月11日、清瀬市特別職報酬等審議会に諮問された標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

答申にあたって

本審議会は、平成27年11月11日、清瀬市特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定により、清瀬市長から、特別職の報酬等の額（市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額）について諮問を受けた。

本審議会は、特別職の報酬等を審議するにあたり、他団体における報酬等の状況や社会経済情勢などの諸情勢について資料等により考察するとともに、平成6年度以降本審議会が開催されず、報酬等の額について改定が長期間行われていないことなど、広範な角度から総合的に審議検討を進めた。

このような背景の中、多摩26市の特別職の報酬等の額から相当の乖離がみられることから、増額改定は必要との意見で一致した。

改定幅については、市民感情や財政状況などを考慮し、類似団体平均を基準に考えるべきという意見も出たものの、現在の特別職の報酬等の額が、平成5年11月の答申に基づき、平成6年4月に改定されたものであることから、優秀な人材の確保や専門的な議員に対する支援が必要という意見もあり、多摩26市の平均程度が本市の特別職の報酬等の額として妥当ではないかという意見が大勢を占め、最終的には次のとおりの認識で一致した。

答 申

1 市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

(1) 市長、副市長及び教育長の給料額について

市長等常勤特別職は、地方分権が進み、より一層高度な判断や各種施策を効果的に実行する能力が求められており、その職責は極めて重くなっている。このような状況下において、市長、副市長及び教育長の給料は、その職務と職責に対応すべきであることから、多摩26市の平均並みに引き上げる必要があると判断し、次のとおりと考える。

	現行の額	改定後の額	改定率
市長	839,000円	963,000円	14.8%
副市長	717,000円	829,000円	15.6%
教育長	648,000円	761,000円	17.4%

(2) 市議会議員の議員報酬について

地方分権が進み、市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任はますます重要になっている。

また、市民の代表として、市政のチェック機能や政策立案機能を十分に発揮するためには、市議会議員が議員活動をより積極的に行っていくことが求められている一方で、清瀬市議会は議員定数の削減など議会改革の推進にも努めている。

このように議員定数の削減により、議員一人の職責が重くなっている中、議員活動に専念できるよう配慮し優秀な人材を確保していくためには、多摩26市の平均並みに引き上げる必要があると判断し、次のとおりと考える。

	現行の額	改定後の額	改定率
議長	477,000円	587,000円	23.1%
副議長	439,000円	529,000円	20.5%
常任委員長 議会運営委員長 特別委員長	429,000円	508,000円	18.4%
議員	418,000円	500,000円	19.6%

2 その他（付言）

(1) この答申による給料及び報酬の改定時期は、平成28年4月1日とすることが適当である。

(2) 特別職の報酬等については、常に社会情勢及び経済状況を考察・勘案することがこの審議会制度の主旨であると考え、改定の必要性に関係なく3年から5年程度の間隔で定期的に審議会に諮問を行い審議すべきである。

なお、定期的開催を担保するため清瀬市特別職報酬等審議会条例に開催の間隔限度を規定すべきとの意見もあったが、少なくとも改定の必要性に関係なく審議会に諮問できることが明確になるよう、当該条例の所要の改正を行うべきである。

(3) 本答申は、職責及び特別職等の報酬額が長期間改定されなかったという状況も勘案し前述の答申内容の結論に至ったものである。また、市長等常勤特別職と市議会議員の改定率は、場合によっては分離して改定しても良

いのではないかとの意見もあった。

これらのことから本答申を受けた後に市長等においては、社会情勢、経済状況及び市民感情など総合的に考慮されるよう申し添える。

清瀬市特別職報酬等審議会

会 長	田 中	宏
会長職務代理	松 崎	正 一
委 員	石 津	省 次
	伊 東	弘 次
	加 藤	正 行
	菊 間	英 子
	波 澄	守
	浜 名	恵 子
	堀 田	和 宏

別 記

【資料】

- ・資料1 清瀬市特別職報酬等審議会条例
- ・資料2 特別職報酬等の改定額及び改定率の推移
- ・資料3 特別職の給料の抑制措置状況
- ・資料4 市議会議員の活動状況(会議等)
- ・資料5 総職員数の推移(H6-H27)
- ・資料6 清瀬市市議会議員定数の推移
- ・資料7 26市の概要
- ・資料8 市長等給料月額 26市の状況
- ・資料9 議員報酬月額 26市の状況
- ・資料10 市長等給料月額 26市の状況(平成6年4月1日と平成27年4月1日の比較)
- ・資料11 議員報酬月額 26市の状況(平成6年4月1日と平成27年4月1日の比較)
- ・資料12 一般職職員の平均給与額及び改定状況の推移
- ・資料13 一般職の初任給の推移
- ・資料14 年間収入比較(部長職給料表上)
- ・資料15 年間収入比較(部長職現給保障)
- ・平成27年人事院勧告 給与勧告の骨子
- ・平成27年東京都人事委員会勧告等の概要
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)
- ・試案